

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	平野工場焼却設備整備工事（その2）	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	387,200,000	令和2年1月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	平野工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	(株)福島製作所	19,910,000	令和2年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	東淀工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	7,491,000	令和2年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	鶴見工場高光度航空障害灯整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	サンケン電気(株)	4,895,000	令和2年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場低速回転式せん断破碎設備緊急復旧工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	1,430,000	令和2年1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
6	西淀工場2号炉燃焼ストーカ駆動部緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	4,950,000	令和2年1月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	舞洲工場破碎設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	31,130,000	令和2年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	平野工場灰搬出ホッパ整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	3,795,000	令和2年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	28,479,000	令和2年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	49,313,000	令和2年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	鶴見工場2号炉燃焼段落ほか整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	6,545,000	令和2年2月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	八尾工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(株)福島製作所	5,500,000	令和2年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
13	平野工場 非常用発電機始動用蓄電池盤修繕	09C清掃施設工事	平野工場	古河電池(株)	1,595,000	令和2年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	八尾工場 1号炉ボイラー設備ほか整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	35,860,000	令和2年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1

1. 案件名称

平野工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場高光度航空障害灯整備工事

2 契約相手方

サンケン電気 (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場高光度航空障害灯は、航空法第 51 条により「地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない」とされている設備である。

鶴見工場高光度航空障害灯は、設置後約 30 年経過し各種部品の経年劣化が顕著な状況であるため、今回整備工事を行うものである。

当工場の高光度航空障害灯は、サンケン電気 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については高光度航空障害灯設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の高光度航空障害灯において、一貫した責任と性能・作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したサンケン電気 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場低速回転式せん断破碎設備緊急復旧工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物処理する施設のうち粗大ごみの破碎処理を行う施設である。

今回、低速回転式せん断破碎設備が故障していることから、可燃系粗大ごみ処理が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の舞洲工場破碎設備については設備停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い破碎設備の運転を再開しなければ、可燃系粗大ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

1 案件名称

西淀工場 2号炉燃焼ストーカ駆動部緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場機械設備は乾燥ストーカ、燃焼ストーカ、後燃焼ストーカより構成され、投入ホッパーから供給されたごみを均一に炉内に送り込む設備である。

今回、機械設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場灰搬出ホッパ整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場灰搬出ホッパは、一般廃棄物を処理する施設において灰を一時貯留しトラックへ積込を行う設備である。

灰搬出ホッパを構成する機器や部材は、連続的な稼働及び灰の付着等により摩耗や腐食が発生しているため、消耗部品や機器等を整備・交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の灰搬出ホッパは富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事において灰搬出ホッパが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した業者以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に変換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 2 号炉燃焼段落ほか整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場灰クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、焼却灰をトラックに積み出すため使用するものである。

本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 非常用発電機始動用蓄電池盤修繕

2 契約の相手方

古河電池（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う非常用発電機始動用蓄電池盤は、非常用発電機の始動用モーターを動作させる際に必要な電力を供給するための設備であり、構成する蓄電池を適切な状態に維持し、非常用発電機の始動時に適切な電力を供給するための制御装置を備えた電源設備である。

当工場の非常用発電機始動用蓄電池盤は、古河電池（株）の独自の技術により、設計・製作されたものである。

本修繕は非常用発電機始動用蓄電池盤が有する制御回路については製造業者しか知り得ない制御を行っているため、本設備を設計・製作した業者以外では、修繕の対応が不可能である。修繕後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は古河電池（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 1号炉ボイラー設備ほか整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業 (株) のみであるが、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)